

つながる つなげる 育ちあいのまち
～ 芦屋のこどもは、芦屋で育てる～

芦屋町 こども 計画

概要版

令和7年3月

芦屋町

1 計画策定の背景と目的

令和6年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることにより、進捗状況を検証するとともに、社会環境の変化や本町のこどもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、従来の計画に「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「芦屋町こども計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

2 こども計画とは



こども基本法第10条において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努めることとされ、既存の各法令に基づき作成するこども・若者に関する各市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

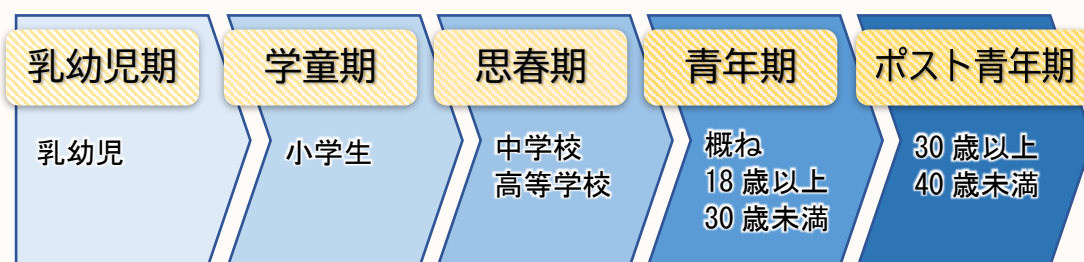
計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

また、「第6次芦屋町総合振興計画」や各分野の福祉計画の上位計画である「第3次芦屋町地域福祉計画」等、関連する計画との整合性を確保しながら、こどもに関する施策を総合的・一体的に推進していきます。

計画の対象

本計画の対象は、こども大綱を踏まえ、下図の発達段階（ライフステージ）のこども・若者としてします。



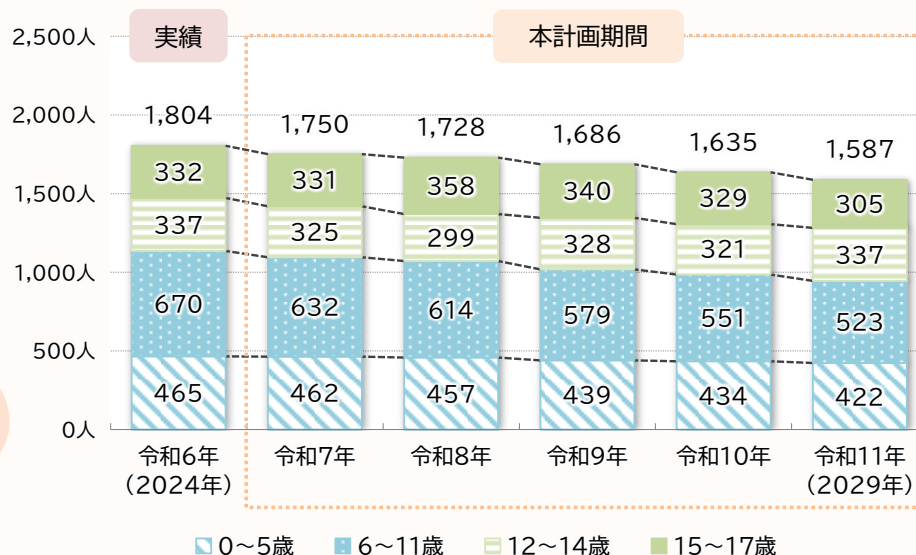
計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うこととします。



3 こどもの数の将来推計

こどもの数の将来推計では、令和6年から令和11年度までに217人の減少が見込まれます。



4 計画の基本的な考え方



計画の基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまち
～芦屋のこどもは、芦屋で育てる～

本町では「支え手」「受け手」という垣根を越えてみんなで支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

こども、保護者、支援者が「つながり つなげる」支え合いの中で、こども、親、地域がともに「育つ」ことの重要性から、本計画の基本理念を「つながる つなげる 育ちあいのまち～芦屋のこどもは、芦屋で育てる～」として、関連施策を推進していきます。

計画の基本理念の考え方

- ◆ こどもの権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。
- ◆ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。
- ◆ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように支援します。
- ◆ 若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう、生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。

5 計画の体系

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標と基本施策を以下のように設定します。

基本目標1

全てのこどもが持つ
権利の保障

基本施策

1. こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進
2. こどもの意見の尊重と対話の促進

基本目標2

こども・若者への
切れ目のない支援

基本施策

1. こどもの誕生前から幼児期まで
 - (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - (2) 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実
2. 学童期・思春期
 - (1) こどもの生きる力の育成
 - (2) 居場所づくりの推進
 - (3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
3. 青年期
 - (1) 高等教育の就学支援
 - (2) 経済的基盤や生活の安定のための取り組みの推進
 - (3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援



基本目標3

全てのこども・
若者の可能性を
引き出す支援

基本施策

1. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
2. こどもの貧困対策
3. 障がいのあるこどもへの支援
4. 不登校や悩みを抱える児童生徒等に対する取り組みの推進
5. いじめ・自殺の予防
6. ヤングケアラー、性的マイノリティへの支援
7. 犯罪などからこども・若者を守る取り組み
8. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進



基本目標4

こどもを
産み育てやすい
環境づくり

基本施策

1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
2. 家庭、地域でこどもを育む環境づくり
3. 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

6 計画に関する施策の展開



基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを多様な人格をもった個として尊重し、こどもの権利を保障するため、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図ります。

1. こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進

こども・若者自身や、子育て家庭、教育・保育に関わっている者だけでなく、社会全体に対し、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について普及・啓発を行います。

- ① こどもの権利の周知 / ② 人権啓発活動の実施 / ③ 支援者に対する人権教育の推進

2. こどもの意見の尊重と対話の促進

こどもの意見を聴く機会をつくり、こどもたちのニーズや意見を尊重し、町の施策や地域活動等へ反映させる取組を推進していきます。

- ① こどもの参画の推進

基本目標2 こども・若者への切れ目のない支援

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることのないように、こども・若者の成長を切れ目なく支援します。

1. こどもの誕生前から幼児期まで

妊娠前から子育て期まで切れ目のない保健・医療を確保し、子育て当事者の不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。また、乳幼児期からこどもが生きる力の基礎を育むための環境を整え、こどもの心身の発達を促すとともに、保護者の置かれた環境等に配慮しつつ、幼児期までの育ちを支援します。

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ① 妊婦等包括相談支援事業の実施 / ② 妊婦健診結果を活用した相談支援
③ 里帰り出産を行う妊産婦への支援
④ こども家庭センター（母子保健機能）による相談支援 / ⑤ ハロー！Baby 教室の開催
⑥ 産後ケア事業の実施 / ⑦ 乳幼児健診、歯科相談の実施 / ⑧ 就学時健診の実施
⑨ 予防接種の周知 / ⑩ 妊婦のための支援給付の実施

(2) 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実

- ① 子育て支援サービスの実施 / ② こども誰でも通園制度の実施
③ 幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進 / ④ 乳幼児における食育の推進
⑤ 英語教育の推進 / ⑥ 障がい児保育の推進 / ⑦ 教育・保育施設の整備の支援
⑧ 地域子育て支援拠点事業の実施 / ⑨ 子育てに関する情報提供の充実

2. 学童期・思春期

学童期のこどもが自己肯定感や道徳性、社会性を高めることができる環境を整備します。また、思春期のこどもが自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支援します。

(1) こどもの生きる力の育成

- ① 学校における道徳教育の推進 / ② ICTを活用した教育の推進
- ③ 地域のスポーツ・文化芸術活動の推進 / ④ 体力向上の取組の推進
- ⑤ 学校保健の充実 / ⑥ 基本的生活習慣の育成 / ⑦ 学校における食育の推進
- ⑧ 放課後塾の開催 / ⑨ 主権者教育の推進 / ⑩ 消費者教育の推進
- ⑪ ライフデザインに関する教育の推進 / ⑫ キャリア教育の充実
- ⑬ 青少年体験事業の推進

(2) 居場所づくりの推進

- ① 施設の開放 / ② 子ども食堂支援事業の実施
- ③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ① 小児医療の提供の確保 / ② 予防接種の周知（再掲）
- ③ 性と健康に関する教育の推進 / ④ スクールソーシャルワーカーによる相談支援

3. 青年期

青年期の若者の就学や就労、結婚などの支援を行います。

(1) 高等教育の就学支援

- ① 高校生等の通学費の補助

(2) 経済的基盤や生活の安定のための取り組みの推進

- ① 新たな事業の創出の支援
- ② 生活に困っている若者の就学、就労、生活についての相談支援

(3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ① 出会いの場の創出 / ② 新婚世帯の定住支援



基本目標3 全てのこども・若者の可能性を引き出す支援

全てのこども・若者の人格と個性が尊重され、安心して過ごすことができるように取り組みをすすめます。また、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように貧困と格差の解消を図ります。

1. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待相談・通告件数を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化や、各関係機関との連携および情報共有を図ります。

- ① こども家庭センター（児童福祉機能）による相談支援 / ② 家庭支援事業の推進
- ③ 児童虐待防止の普及啓発 / ④ 児童虐待防止対策の推進
- ⑤ 要保護児童等に対する支援 / ⑥ DV被害者支援

2. こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、経済的支援を推進します。

- ① 保育料の軽減 / ② 就学援助制度の実施 / ③ 児童扶養手当の支給
- ④ ひとり親家庭等医療費の助成 / ⑤ 子ども食堂支援事業の実施（再掲）

3. 障がいのあるこどもへの支援

こどもの発達における課題を早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、相談支援体制の充実を図ります。また、障がいや発達に特性のあるこどもが地域の保育所、認定こども園、学校等において、適切な教育・保育が受けられる体制を整備します。

- ① ほほえみ相談の実施 / ② すくすく発達相談の実施 / ③ 巡回相談・指導の実施
- ④ 教育相談会の実施 / ⑤ あしやすくすくファイルの活用 / ⑥ 障がい児保育の推進（再掲）
- ⑦ 特別支援教育の推進 / ⑧ 教職員等の資質向上 / ⑨ 芦屋すてっぷくらぶの運営
- ⑩ ホームヘルパーの派遣 / ⑪ 特別児童扶養手当の支給

4. 不登校や悩みを抱える児童生徒等に対する取り組みの推進

専門家にいつでも相談できる環境の整備、不登校や集団活動になじめないこどもの居場所づくりなどの児童生徒等への支援体制を整備します。

- ① ほっとルームの設置 / ② 教育支援センターの設置
- ③ 教育相談の実施 / ④ こどもに関わる専門相談体制の整備
- ⑤ 非行防止教育等の推進 / ⑥ 「社会を明るくする運動」の一層の推進



5. いじめ・自殺の予防

こども・若者が自分自身と他人を大切にすることができるよう、相談体制の整備や関係機関との連携を強化し、生きることの包括的な支援として自殺対策の推進を図ります。

- ① いじめ防止対策の強化 / ② いじめの長期化・重大化防止等の支援
- ③ スクールソーシャルワーカーによる相談支援（再掲） / ④ 自殺予防教育の推進
- ⑤ ゲートキーパー養成事業 / ⑥ 若年者への自殺予防に関する啓発事業

6. ヤングケアラー、性的マイノリティへの支援

家事や家族の介護などを過度に行い、学業や友人関係に支障が出ているこども・若者の負担を軽減するための支援を推進します。また、多様な性に対する理解を深めるための教育・支援に取り組みます。

- ① ヤングケアラーへの支援推進 / ② 性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進

7. 犯罪などからこども・若者を守る取り組み

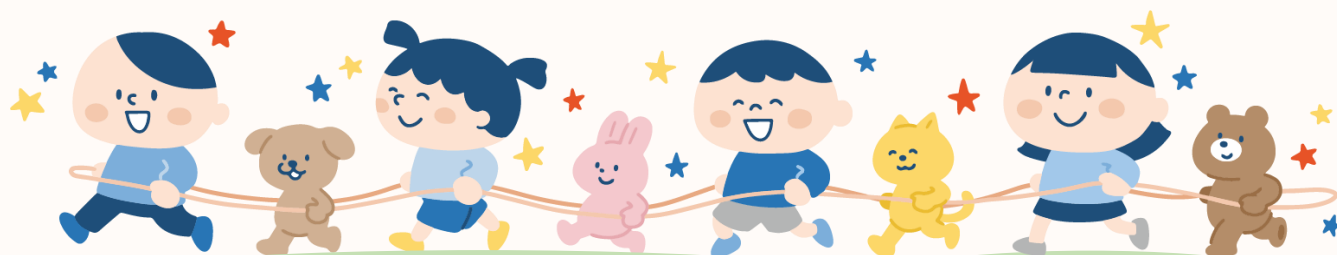
こども・若者が、犯罪・事故・災害などから自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。また、防犯対策や交通安全対策の強化のため、見守りやパトロールの実施など、関係機関や地域と協力し、安心して生活できるまちづくりを推進します。

- ① 生命（いのち）の安全教育の推進 / ② 人権相談窓口の周知
- ③ 防犯パトロールや見守り活動の推進 / ④ 通学路における安全対策の推進
- ⑤ こども 110 番の家の普及 / ⑥ 防犯設備の整備・点検 / ⑦ 交通安全教育の推進

8. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

こども・若者が一人一人の異なる長所を伸ばし、健やかな成長と可能性を広げることができるよう、教育や体験活動等の充実を図ります。

- ① 幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進（再掲） / ② 親子体験型事業の実施
- ③ 文化や歴史を学ぶ機会の提供 / ④ 青少年体験事業の推進（再掲）
- ⑤ 読書活動の推進 / ⑥ 公園の整備 / ⑦ 国際交流の推進
- ⑧ 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進 / ⑨ S T E A M教育の推進



基本目標4 こどもを産み育てやすい環境づくり

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩むことなく、こどもに向き合える環境づくりを推進します。

1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育・保育の無償化や高等教育段階の就学支援、医療費の助成など、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない支援を実施し、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

- ① 子ども医療費の助成 / ② 児童手当の支給 / ③ 保育料の軽減（再掲）
- ④ 学校給食費の無償化 / ⑤ 小中学生の通学費の補助 / ⑥ 高校生等の通学費の補助（再掲）

2. 家庭、地域でこどもを育む環境づくり

こどもや子育て家庭にとって身近な地域において、こどもが地域の人々に見守られながら健やかに成長できるよう、交流・体験の機会を充実させるとともに、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

- ① 妊婦のための支援給付の実施（再掲） / ② 出産祝金の交付
- ③ スポーツを通じた世代間交流の推進 / ④ 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- ⑤ 子育て世帯の定住支援

3. 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

男女がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、男性の家事・子育てへの参画の促進や職場環境の整備に対する啓発などを行います。

- ① 子育て支援サービスの実施（再掲） / ② 男女共同参画の推進



7 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保の方策



教育・保育の量の見込みと確保の考え方



本町の教育・保育提供区域は町全域とし、国が示すニーズ調査結果を用いた方法で量の見込み（必要量）を算出した上で、令和7年度から11年度までの量の見込みに対する確保数を設定しました。

▼ 実施場所 町内にある認可保育所4か所、 幼稚園1か所、認定こども園1か所			1号	2号		3号			計
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
			教育を希望※1	保育が必要		保育が必要			
教育を希望※2	左記以外※3								
令和7年度 (2025)	量の見込み	町内のこども	40	18	186	17	38	60	359
	確保数 保育施設・ 特定教育・	幼稚園	35						35
		認定こども園	120	0	30	0	5	5	160
		保育所			185	25	50	50	310
		合計	155	215		135			505
	過不足数		115	11		20			146
	認定区分別過不足数		115（1号）	31（2・3号）					146
令和8年度 (2026)	量の見込み	町内のこども	41	19	186	17	42	48	353
	確保数 保育施設・ 特定教育・	幼稚園	35						35
		認定こども園	120	0	30	0	5	5	160
		保育所			185	25	50	50	310
		合計	155	215		135			505
	過不足数		114	10		28			152
	認定区分別過不足数		114（1号）	38（2・3号）					152
令和9年度 (2027)	量の見込み	町内のこども	37	17	170	17	41	54	336
	確保数 保育施設・ 特定教育・	幼稚園	35						35
		認定こども園	120	0	30	0	5	5	160
		保育所			185	25	50	50	310
		合計	155	215		135			505
	過不足数		118	28		23			169
	認定区分別過不足数		118（1号）	51（2・3号）					169
令和10年度 (2028)	量の見込み	町内のこども	37	17	168	17	40	52	331
	確保数 保育施設・ 特定教育・	幼稚園	35						35
		認定こども園	120	0	30	0	5	5	160
		保育所			185	25	50	50	310
		合計	155	215		135			505
	過不足数		118	30		26			174
	認定区分別過不足数		118(1号)	56（2・3号）					174
令和11年度 (2029)	量の見込み	町内のこども	35	16	161	15	41	52	320
	確保数 保育施設・ 特定教育・	幼稚園	35						35
		認定こども園	120	0	30	0	5	5	160
		保育所			185	25	50	50	310
		合計	155	215		135			505
	過不足数		120	38		27			185
	認定区分別過不足数		120(1号)	65（2・3号）					185

※1 ニーズ調査において、保育の必要性がなく、幼児教育を希望した場合、1号認定に分類

※2 ニーズ調査において、保育の必要性があり、幼児教育を希望した場合、2号認定の「保育が必要」のうち「教育を希望」に分類

※3 ニーズ調査において、保育の必要性があり、幼児教育を希望しない場合、2号認定の「保育が必要」のうち「左記以外」に分類



地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策



			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	量の見込み		91人	91人	86人	85人	83人
	確保数		91人	91人	86人	85人	83人
	確保の考え方		町内にあるすべての認可保育所（4か所）と認定こども園（1か所）で実施します。				
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	量の見込み	低学年	153人	152人	144人	143人	139人
		高学年	59人	59人	56人	54人	53人
		合計	212人	211人	200人	197人	192人
	確保数		210人	210人	210人	210人	210人
	確保の考え方		各小学校の学童クラブ（3か所）で実施します。				
子育て短期支援事業 ①ショートステイ ②トワイライトステイ	量の見込み	①	38人日	38人日	38人日	38人日	38人日
		②	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
		合計	39人日	39人日	39人日	39人日	39人日
	確保数 合計		39人日	39人日	39人日	39人日	39人日
	確保の考え方		鞍手乳児院（鞍手町）及び児童養護施設報恩母の家（岡垣町）への委託により2か所で実施します。				
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	量の見込み		7,500人回	7,500人回	7,500人回	7,500人回	7,500人回
	確保数		7,500人回	7,500人回	7,500人回	7,500人回	7,500人回
	確保の考え方		芦屋町子育て支援センター「たんぼぼ」（1か所）で実施します				
幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）	量の見込み	1号	2,617人日	2,568人日	2,457人日	2,429人日	2,359人日
		2号	1,178人日	1,190人日	1,129人日	1,116人日	1,078人日
		合計	3,795人日	3,758人日	3,586人日	3,545人日	3,437人日
	確保数 合計		3,795人日	3,758人日	3,586人日	3,545人日	3,437人日
	確保の考え方		町内の幼稚園（1か所）と認定こども園（1か所）で実施します。				
認可保育所による一時預かり事業	量の見込み		183人日	181人日	173人日	171人日	166人日
	確保数		183人日	181人日	173人日	171人日	166人日
	確保の考え方		芦屋保育園と緑ヶ丘保育園（2か所）で実施します				
病児・病後児保育事業	量の見込み		29人日	29人日	29人日	29人日	29人日
	確保数		29人日	29人日	29人日	29人日	29人日
	確保の考え方		中間市、遠賀郡4町で運営している病児・病後児保育室「ぞうさんルーム」（遠賀中間医師会おんが病院内）1か所で実施します。				
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	量の見込み		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保数		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の考え方		現在、町内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。				
利用者支援事業 ①地域子育て相談機関 ②こども家庭センター型	量の見込み①		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保数①		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	量の見込み②		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保数②		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の考え方		芦屋町子育て支援センター「たんぼぼ」と、こども家庭センターの2か所で実施します。				



		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	63人	63人	63人	63人	63人
	確保数	63人	63人	63人	63人	63人
	確保の考え方	町の保健師が実施します。				
養育支援訪問事業	量の見込み	19人	19人	19人	19人	19人
	確保数	19人	19人	19人	19人	19人
	確保の考え方	町の保健師が実施します。				
妊婦健康診査事業	量の見込み	738人回	738人回	738人回	738人回	738人回
	確保数	738人回	738人回	738人回	738人回	738人回
	確保の考え方	町で14回分の検診受診料を負担し、すべての妊婦に健康診査の受診を促進します。				
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	116人日	115人日	112人日	109人日	106人日
	確保数	116人日	115人日	112人日	109人日	106人日
	確保の考え方	町が委託した事業所の訪問支援員が実施します。				
児童育成支援拠点事業	量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
	確保数	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の考え方	現在、町内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。				
親子関係形成支援事業	量の見込み	0回	0回	0回	0回	0回
	確保数	0回	0回	0回	0回	0回
	確保の考え方	現在、町内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。				
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	210回	207回	210回	204回	201回
	確保数	210回	207回	210回	204回	201回
	確保の考え方	町の保健師・管理栄養士が実施します。				
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ①0歳児 ②1歳児 ③2歳児	量の見込み①		108人日	108人日	108人日	108人日
	確保数②		108人日	108人日	108人日	108人日
	量の見込み		108人日	108人日	108人日	108人日
	確保数③		108人日	108人日	108人日	108人日
	量の見込み①		108人日	108人日	108人日	108人日
	確保数②		108人日	108人日	108人日	108人日
	確保の考え方	令和8年度より全自治体で実施することとなり、利用者のニーズの把握を行い、実施に向けた体制整備に努めます。				
産後ケア事業	量の見込み	20人日	19人日	20人日	19人日	19人日
	確保数	20人日	19人日	20人日	19人日	19人日
	確保の考え方	町が委託している機関にて実施します。				



芦屋町こども計画 【概要版】

発行年月 令和7年3月 編集・発行 芦屋町 健康・こども課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

Tel 093-223-3537 Fax 093-222-2010



©芦屋町